**小型移動式クレーン運転技能講習受講申込書**(表面)

写真(ｶﾗｰ)

3.0×2.4㎝

のりづけ

※修了証用の写真として使用します。

**※一部免除希望者は、玉掛技能講習修了証等の資格コピーを必ず添付下さい。**

※申請前６ヵ月　 以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの。

下記、太枠内を全てご記入の上、下記必要書類の□に✔をして**郵送下さい**。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 予約番号（8ケタを記入） | 受講年月日(講習開始日) | 令和　　年　　月　　日 |  |
|  |
| **ﾌﾘｶﾞﾅ** |  | 修了証に旧姓又は通称の併記をご希望される場合にお書きください。公的証明の添付が必要です。**旧姓・通称［　　　　　　　　　　　］** | **本人連絡用電話番号** |
| **氏　名** |  |  |
| **生年月日** | 昭和・平成　　年 　　月 　　日　　（　　　歳） |
| **現住所** | 〒　　　－　　　　 | 受講票は原則、所属事業場宛に送付します。受講者の現住所に送付希望の方のみチェック下さい。□ |
| **(個人で受講する場合は記入不要) 所属事業場** | **ﾌﾘｶﾞﾅ****会社名** |  | **会員(いずれかに〇をつけて下さい)** |
| ※建災防熊本県支部会員のみ建設業許可番号をご記入ください。・建災防熊本県支部［建設業許可番号：　　　　　　　　　　］・鳶工業組合　　・管工事組合・電気工事組合　・法面保護協会・非会員(上記以外) |
| **住所** | 〒　　　　　　　　 |
| **電話** |  | **FAX** |  |
| **担当者** |  |
| 一部免除**（事前申請必須）** | 裏面記載の【一部免除】を参照し、該当する記号を〇で囲み、証明書類を添付して下さい。 |
| ①　　②　　③　　④　　⑤　　⑥(受講料・講習時間の一部免除)　　　 | ⑦　　⑧(受講料のみ一部免除) |
| 助成金(詳細裏面) | ・申請する　　　・申請しない　(どちらかに〇) | CPDS受講証明(詳細裏面) | 要　・　不要(どちらかに〇) |

※本申込み用紙にて提供していただいた個人情報は、合格時の修了証に記載、将来の再交付、助成金申請書類のためのものであり、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 協会使用欄 | **※必要書類**□本申込書（写真貼付）□受講料およびテキスト代を下記指定口座にお振り込み頂き、その送金票のコピー□本人確認書類（運転免許証コピーまたは健康保険証コピー）□一部免除資格がある場合は証明書類（玉掛修了証等）のコピー（事前に免除の申請が無い場合は免除が受けられません）**建設業労働災害防止協会　熊本県支部**〒862－0976　熊本市中央区九品寺4－6－4電　　　話　 096－371－3700　　FAX　096－364－2020振　込　先　 肥後銀行　県庁支店(普) 129604 |
| 修了証番号 |  |
| 修了証交付日 | 　　　　　．　　　　　．　　　 |
| 受講日 | 自)　　　　　　．　　　　　． |
| 至)　　　　　　．　　　　　． |
| 講習時間 | 学科　　時間　実技７時間 |
| 受講料 | 円 |
| 委託費 | 円 |

（裏面）小型クレーン

**【一部免除】(次のいずれかに該当する者)**

1. クレーン・デリック運転士免許を受けた者
2. 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
3. 旧クレーン則に規定するクレーン運転士免許を受けた者
4. 揚貨装置運転士免許を受けた者
5. 玉掛け技能講習を修了した者
6. 旧クレーン則に規定するデリック運転士免許を受けた者
7. 建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第2種若しくは第6種の種別に該当するもの
8. 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者

※　下記の助成金制度を利用される場合は、上記⑦⑧の免除対象者は、カリキュラムの都合上、免除価格でのお申し込みはできません。

**【人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）】**

雇用している雇用保険被保険者である建設労働者に、所定労働時間内に受講させ、その期間の所 定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合に助成対象となります。

●　助成額(条件によって異なります※詳しくは厚生労働省ＨＰでご確認ください)

　　・経費助成・・・70％～75％

　・賃金助成・・・一人あたり日額7,600円～8,550円

●　手続きについて

**申請する場合は、受講申込書(表面)の助成金欄の“申請する”に○をして下さい。**

支給申請書を講習終了後2か月以内に管轄労働局に提出する必要があります(期限厳守)。支給申請書類は講習最終日にお渡しいたします。

**【ＣＰＤＳについて】**

ＣＰＤＳとは、(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度で、土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習をした場合に、学習の記録を連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです(別名：継続教育）。

●対象者：　ＣＰＤＳ加入者(個人)

●手続きについて（ＣＰＤＳ受講証明が必要な場合）

申請書(表面)のＣＰＤＳ受講証明欄の“要”に○をして下さい。

講習最終日に受講者に受講証明書をお渡しします。